

PEFC ST-MO 2002-1

2026-06-26

照会用原稿

PEFC EUDR デューディリジェンス・システム（PEFC EUDR DDS）実施のための要求事項



PEFC Council

ICC Building C1, Route de Pré-Bois 20

1215 Geneva 15, Switzerland

Tel: +41 (0)22 799 45 40,

Fax: +41 (0)22 799 45 50

E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

公開協議へのご意見提出方法

協議開始日：2026 年 7 月 27 日

協議にご参加いただくには、この Word 文書に直接、変更履歴機能またはコメント機能を使用してご意見をご記入の上、standards@pefc.org までお送りください。

組織を代表してご意見をお寄せいただく場合は、メールに組織名を明記してください。また、各組織は、ご意見をまとめて 1 つの文書にまとめてご提出ください。

ご意見提出期限：2026 年 8 月 25 日

協議終了後、PEFC COC ワーキング・グループがご意見を検討し、最終草案を作成します。

ご質問等ございましたら、standards@pefc.org までお気軽にお問い合わせください。

著作権表示

© PEFC 評議会 202x

この規格は、PEFC 評議会が所有する著作権によって保護されている。この文書は、PEFC 評議会のウェブサイト www.pefc.org から、または要求があれば自由に入手することができる。

この規格のいかなる部分も、PEFC 評議会の許可なく、商業目的のために、いかなる形式、いかなる手段によっても、変更、修正、複製、複写することを禁じる。

この文書の正式版は英語である。この文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC の NGB から入手することができる。言語解釈に疑義がある場合は、英語版を参照すること。

文書名 PEFC EUDR デューディリジェンス・システム実施のための要求事項

文書タイトル PEFC MO 2002-1

承認者 COC ワーキング・グループ 日付：2026.06.25

発行日: 202x-0x-xx

発効日: 202x-xx-xx

施行日: 202x-xx-xx

目次

はじめに

1. 適用範囲

2. 参考文献

3. 用語と定義

4. PEFC EUDR デューデュリジェンスシステム (DDS) 要求事項

4.1 一般的事項

4.2 マネジメントシステムに関する追加要求事項

4.3 投入原材料の確認に関する追加要求事項

4.4 生製品の宣言に関する追加要求事項

5. 情報の収集

5.1 一般的事務委

6. リスク評価

6.1 一般的事項

6.2 関連製品が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に由来しているリスクの評価

6.3 関連製品が、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクの評価

6.4 関連製品が森林の木材または非木質林産物の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来するリスク、あるいは、遺伝子組換え樹木が利用されるリスクの評価

6.5 サプライチェーン段階において、森林及び樹木産原材料が、問題のある出处あるいは EUDR を遵守していない供給源からのものと混合されるリスクの評価

7. 根拠のある懸念

8. リスクの軽減

8.1 一般的事項

8.2 追加情報、データ、文書の要求

8.3 審査

8.4 是正措置

9. デューデュリジェンス・ステートメントと簡易申告の提出及び公表

9.1 デューデュリジェンス・ステートメントと簡易申告の提出

9.2 PEFC デューデュリジェンス・システム (DDS) 報告及び公表

9.3 EU 情報システムへの登録

10. 市場への出荷の停止

付属書 1 EUDR 付属書 2 に示されているデューディリジェンス・ステートメントの内容
付属書 2（規範的）EUDR 2025/2650 付属書 3 に基づく、小規模または中小規模のオペレーター向け簡易申告の内容

序文

PEFC (Programme for the Endorsement of Forest Certification) は、森林認証と森林樹木産品のラベリングを通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。

PEFC が認証する持続可能な森林管理は、持続可能な森林管理のための PEFC 基準との適合性を第三者評価された国や地域レベルの森林認証制度に対する PEFC の承認を通じて稼働する。PEFC の持続可能性ベンチマークの詳細については、PEFC のウェブサイト www.pefc.org を参照。

PEFC の COC 認証は PEFC ST 2002 規格に基づいています。PEFC ST 2002 規格は、PEFC 認証を受けた持続可能な森林、リサイクル材、および/または PEFC が管理する供給源に由来する森林・樹木をベースとした原材料を、PEFC のクレームまたはラベルの付いた製品に使用することを保証する。

2023 年 5 月 31 日の欧州議会及び理事会規則(EU) 2023/1115 (森林減少及び森林劣化に関連する特定の産品及び製品の EU 市場への出荷市及び EU からの輸出に関する規則であり、規則(EU) No 995/2010 (EUTR) を廃止する規則 (以下、「欧州デフォレステーション・フリー規則 (EUDR)」、EUDR、または規則と称する) は、2023 年 6 月 29 日に発効した。EUDR 規則は、2024 年 12 月 19 日の欧州議会及び理事会規則(EU) 2024/3234、および 2025 年 12 月 19 日の欧州議会及び理事会規則(EU) 2025/2650 によってさらに改正された。

EUDR の目的は、規則の適用範囲に含まれる産品から製造された製品が、以下のすべての条件を満たさない限り EU 市場に出荷され、EU から輸出されないようにすることである。デフォレステーション・フリー製品であること。

生産国の関連法規に従って生産されていること。

デューデリジェンス・ステートメントまたは簡易申告書、および関連データと証拠によってカバーされていること。

PEFC EUDR DDS モジュール規格 ST-MO 2002-1:2024 は、PEFC COC 認証取得組織が既存の PEFC COC 認証範囲に追加できるオプションのモジュール規格として、2024 年に初めて発効された。これは、EUDR への準拠を示すための取り組みを支援するものである。

本規格は、規則(EU) 2025/2650 によって導入された改正を反映し、PEFC EUDR DDS 認証の確実性と信頼性を向上させ、PEFC の最新の文書構造に整合させるために改正された。改正版規格は、PEFC ST-MO 2002:1-202X として発効される。

この（改正版）モジュール規格は、PEFC PR 1001:2026 に規定されている技術文書作成手順に従い、幅広いステークホルダーを対象とした、オープンで透明性のある協議と合意形成に基づくプロセスを経て策定された。

PEFC ST-MO 2002-1:202X と以前のバージョンである PEFC ST 2002-1:2024 の主な変更点の概要は以下の表 1 の通りである。

表 1：PEFC ST-MO 2002-1:202X と PEFC ST 2002-1:2024 の主な変更点の概要

章	主な変更
第 3 章 定義と用語	・ 零細または小規模第一次オペレーター、下流オペレーター、簡易申告、申告番号などの新規定義の追加、およびオペレーター、トレーダー、PEFC-EUDR、非 PEFC-EUDR の原材料カテゴリーなどの定義の改正。 ・ PEFC EUDR DDS 原材料のカテゴリーを 3 つから 2 つ（PEFC-EUDR と非 PEFC-EUDR）に削減。
第 4 章 PEFCEUDR DDS 要求事項	・ PEFC EUDR DDS 認証の信頼性、モニタリング、評価を強化するための新たな要求事項を追加。組織は以下の事項を実施する必要がある。 ・ 認証が停止された場合、管轄当局に通知すること（EU に拠点を置く組織の場合）。 ・ 認証機関が抜き打ちまたは短期間の通知によるモニタリング審査を実施する際に、必要な支援を提供すること。 ・ PEFC EUDR DDS 認証のモニタリングおよび評価システムに基づく活動の実施において、PEFC 評議会または PEFC 認可団体を支援すること。 ・ 必要な情報を PEFC データベースに登録すること。 ・ 制裁措置または法的調査の対象となった場合、直ちに認証機関に通知。
第 5 章 情報の収集	・ 情報収集要求事項は、規則（EU）2025/2650 に準拠するよう改正された。この章では、オペレーター、下流オペレーター、トレーダー、EU 域外に拠点を

	置く組織など、組織の種類に応じて収集すべき情報を区別。また、零細または小規模の一次事業者向けの簡易申告に関する要求事項も導入 改正された要求事項により、組織は改正 EUDR に基づくそれぞれの義務を履行し、PEFC EUDR DDS に適用される原材料カテゴリーを特定するために必要な情報を収集・保持することを確保。 EUDR デューデリジェンス・ステートメントの参照番号を収集して伝達するという以前の一般的な要求事項を削除。
第 6 章 リスク評価	生産国の関連法規の遵守に関するリスクがまったくない、または極少であることを示す指標の変更。欧州委員会によって割り当てられた低リスクレベルは、当該国が国際透明性機構の腐敗認識指数で 50 点以上、またはワールド・ジャスティスプロジェクトの法の支配指数で 0.5 点以上のスコアを獲得している場合にのみ、指標として使用可能。
第 7 章 根拠のある懸念	組織がリスクを示す情報を入手または認識した場合、認証機関および PEFC 評議会または PEFC 認可団体に通知する義務が追加された。この章では、通知および検証に関して、事業者、下流事業者、およびトレーダーに適用される EUDR の改正要件も反映。
第 8 章 リスクの軽減	軽微な編集上の変更。これには、特定のリスク軽減要件の対象となくなった組織の種類に関する記述の削除。
第 9 章 デューデリジェンス・ステートメントと簡易申告の提出と公表	零細・小規模な第一次事業者が行う一回限りの簡易申告の提出、および非 SME 下流オペレーター/トレーダーによる EU 情報システムへの登録に関する要求事項の追加
第 10 章 市場への出荷停止	実質的な変更はなし
付属書	- 付属書 1 において、要求事項の対象外となった組織形態への言及を削除する編集上の変更 - 簡易申告の内容を規定する付属書 2 の追加

はじめに

PEFC は、組織が EUDR（欧州森林減少規制）への準拠を実証できるよう支援するため、モジュール規格 PEFC ST-MO 2002-1:202X を策定した。この規格は、PEFC EUDR デューデリジェンスシステム（PEFC EUDR DDS）の実施のための要求事項を定めている。

モジュール規格の初版である PEFC ST 2002-1:2024 は 2024 年に発効された。EUDR を改正し、規制の対象となる事業者の義務の一部を簡素化した規則（EU）2025/2650 の採択を受け、PEFC は規格を見直し、改正後の規制要件に該当する箇所を整合させるよう改正をおこなった。

今回の改正は、PEFC システムの完全性と信頼性を強化するための PEFC の広範な取り組みの一環であり、認証機関および認可団体による PEFC EUDR DDS の実施状況のモニタリングと評価を強化するための具体的な措置も含まれている。また、本規格は PEFC の改正された文書構造に合わせて更新された。

本文書は単独の規格ではなく、PEFC COC 規格と併用する任意モジュール規格である。

PEFC EUDR DDS は、PEFC COC 規格で説明されているデューデリジェンスシステムと互換性を持つように策定されている。本規格は、PEFC COC 規格で定義される問題のある出処に関連製品が由来するリスク、または EUDR で定義される非準拠製品であるリスクを、原産地レベルとサプライチェーンレベルの両方で対処する。これには、EUDR を超える PEFC の問題のある出処の定義要素も含まれる。

このモジュール規格に基づいて認証された PEFC COC 認証取得者は、PEFC-EUDR 主張を用いて、必要な情報を入手し、デューデリジェンスを実施した結果、当該製品が問題のある出処から供給された、または規格に適合していない製品であるリスクがまったくない、あるいは極小であると判断されたことを証明できる。

PEFC の公示認証機関は、このモジュールに基づき、組織に対する第三者適合性評価審査を実施するが、適合性に関する責任は組織にある。加盟国が指定する管轄当局が、当該製品が EUDR に適合しているかどうかを判断する責任を負う。

このモジュール規格を実施することにより、PEFC の COC 認証取得者は、環境と社会的責任へのコミットメントを強化するだけでなく森林減少と森林劣化を食い止めるという世界的な目標にも貢献する。

適用される要求事項の見つけ方

PEFC EUDR DDS 規格、PEFC ST 2002-1:20xx は、地理的な位置や組織の種類、規模に関係なく、森林及び森林外樹木製品のサプライチェーン内のあらゆる組織が使用することができる。

EUDR の適用を受ける欧州域内に拠点を置く組織の場合、EUDR は組織の種類（オペレーターかトレーダーか）或いは、規模分類（中小（SME）企業、非中小（Non-SME）企業）によって異なる要求事項が定められている。PEFC EUDR DDS 規格は、組織の種類と要求事項を分けて規定することで、この差異を考慮している。PEFC EUDR DDS 規格は、リスクを最小化し、サプライチェーンのさらに下位の組織による PEFC EUDR DDS 実施の促進を目的とし、SME 組織は、EUDR の要求の対象でなくても、PEFC EUDR DDS モジュールの下で一定の要求事項に従わなければならないことになる。

欧州連合域外に拠点を置き、EUDR の対象ではないが、その関連製品が欧州域内のサプライチェーンに含まれる場合、PEFC EUDR DDS の要求事項は、組織の種類と規模は関係なく、本規格 3.24 に定義されている「組織」として位置づけられる場合に適用される。

表 2: 欧州連合内に設立された組織に対する PEFC EUDR DDS の主要な追加義務の概要

章	主要な追加義務	適用される組織のタイプ
4.2 項及び 8.1 項	マネージメントレベルでコンプライアンス責任者を任命し、この任命をリスク管理実践に含める。	非 SME オペレーター
5.1 項	該当する場合は、供給業者から提供されたデューデリジェンス・ステートメントの参照番号または申請番号を収集し、保管する。	オペレーターまたは零細または小規模の第一次オペレーターから直接供給を受ける下流事業者またはトレーダー
8.1 項	内部方針、統制、および手順を検証するための独立した監査機能確立する	非 SME オペレーター
9.1 項	関連製品を EU 市場に出荷または輸出する前に、デューデリジェンス・ステートメントを提出する	零細及び小規模第一次オペレーター以外
9.1 項	該当する場合は、関連製品を EU 市場に出荷または輸出する前に、一回限りの簡易申告書を提出する	零細及び小規模第一次オペレーター
9.2 項	PEFC EUDR DDS に関する年次報告書を公表する	非 SME オペレーター
9.3 項	関連製品を EU 市場に出荷または利用可能にする前、あるいは輸出する前に、EU 情報システムに登録する	非 SME 下流オペレーター あるいは非 SME トレーダー

1. 適用範囲

本規格は、PEFC スキームを活用して EUDR に準拠していることを証明し、PEFC EUDR 主張を発行するため、PEFC-COC 認証組織がデューデリジェンスシステム(DDS)を実施するための手順を規定している。なお、EUDR 規則遵守の全責任は、組織にある。

この文書は、有効な PEFC-COC 認証を申請、あるいは保持している組織が、世界レベルで任意に実施するためのモジュール規格である。

PEFC EUDR 主張を行う前に、組織は PEFC-COC 認証の認証範囲を拡大し、その範囲に PEFC EUDR DDS モジュール規格を含めなければならない。

この規格は、森林及び樹木産原材料に使用し作られた製品に適用される。

この規格は、森林及び樹木産原材料や製品を EU 市場に出荷、利用可能にしたり、EU 市場から輸出したりするマイクロ及び小規模第一次オペレーターやトレーダーと定義された組織が使用することができる。また、ヨーロッパ圏外に拠点を置き、森林及び樹木に由来する原材料や製品を直接、EU 市場に出荷したり、EU 市場から輸出したりはしないが、その原材料や製品が最終的に EU 市場に出荷されたり、EU 市場から輸出されることになる組織も、この規格を使用することができる。

このモジュール規格が適用される PEFC 製品グループについては、PEFC ST 2002 の第 7 章および付属書 1 に記載されている PEFC COC DDS に替え、PEFC EUDR DDS を使用することとなる。組織が PEFC ST 2002:2020 の DDS と本規格で制定された PEFC EUDR の DDS の両方を使用する場合、どちらの DDS を実施するかを製品グループレベルで明らかにしなければならない。

このモジュール規格には、マネージメントシステム、投入原材料の確認、生産品の宣言、および根拠のある懸念に関する追加の定義と要求事項が含まれている。PEFC COC 規格のその他の適用可能な要求事項はすべて引き続き有効である。

組織は、この規格が適用される PEFC 製品グループに投入されるすべての関連製品が、PEFC 認証原材料であるか否かにかかわらず、PEFC EUDR DDS を実施し、リスクがないか、または極小レベルであることを保証しなければならない。

このモジュール規格に基づく認証は、EUDR への法的遵守の確認となる。法令遵守に関する

る責任は、EUDR の適用を受ける欧州連合域内に設立された組織にある。

EUDR の出典が本規格内で言及される場合、それは括弧書きで示され、EUDR 規則、その後、後に条文番号の順に記載される。さらに、該当する場合にはその後に段落番号または文字が続く（EUDR, 条文番号, 段落番号または文字）。

この規格では、言語の意味として次の表現が使用される：“shall ”は要求を示し、“should ”は勧告を示し、“may ”は許可を示し、“can ”は可能性または能力を示す。詳細については、ISO/IEC 指針第 2 部を参照。

2. 参考文献

以下の参考文献は、本規格の適用に不可欠なものである。日付が古くても新しくても、それらの最新版（改正を含む）が適用される。

- ・ PEFC ST 2002「森林及び森林外樹木製品の COC-要求事項
- ・ 2023 年 5 月 31 日付欧州議会及び理事会規則(EU)2023/1115 森林伐採及び森林劣化に関連する特定の商品及び製品の EU 市場への流通及び域外輸出に関する規則及び規則(EU)No 995/2010 を廃止する規則。
- ・ 2025 年 12 月 19 日の欧州議会及び理事会規則 (EU) 2025/2650（オペレーター、小規模第一次オペレーター、下流オペレーター及びトレーダーの特定の義務に関する規則(EU) 2023/1115 を改正するもの）（以下、EUDR 2025/2650）。EU 委任法（公表され次第追加予定）

3. 用語と定義

以下の用語と定義は、EUDR から直接引用したものである。このモジュール規格の定義が PEFC-COC 規格 PEFC ST 2002 の定義と異なる場合、このモジュール規格の定義が優先される。

この規格においては EUDR および PEFC ST 2002 の定義に記載されている用語と定義は太字で表示されている。

3.1 農業プランテーション

果樹プランテーション、アブラヤシプランテーション、オリーブ果樹園、樹木被覆下で作物を栽培するアグロフォレストリーなど、農業生産システムにおいて樹木を伴う土地。樹木以外の**関連するすべての製品**のプランテーションを含む。農業用プランテーションは「**森林**」の定義から除外されている。(EUDR 2.6)

3.2 農業利用

農業用プランテーション、農業用休耕地、家畜の飼育地を含む、農業目的の土地利用。(EUDR 2.5)

3.3 法定代理人

EUDR に基づく**オペレーター**または**トレーダー**の義務に関して、オペレーターまたはトレーダーから、特定の業務に関してその代理を務めるよう書面による委任を受けた EUEU に設立された自然人または法人。(EUDR 2.22)

3.4 管轄当局

EUDR から生じる義務を履行する責任を負う欧州**加盟国**が指定する当局。(EUDR 2.32)

3.5 生産国

関連製品の生産に使用される、または関連製品に含まれる**関連商品が生産された国**または地域。(出典：EUDR 2.24)

注：生産国については定義 3.33 も参照のこと。生産国とは、原材料が収穫された国を指す。

3.6 国別リスクレベル

森林及び樹木産原材料の生産が EUDR の第 3 条 a 項に適合していない場合に、欧州委員会が各国に割り当てるリスクレベル（高リスク、低リスク、標準リスク）。

注 1：EUDR 第 3 条 a は、**ディフォレステーション・フリー**を意味する

注 2：木材を原料とする関連製品については、欧州委員会によるリスク割り当ては**森林減少と森林劣化**の両方をカバーする。

注 3：非木質関連産品（天然ゴムなど）の場合、欧州委員会によるリスクの割り当ては**森林減少**のみを対象としている

注 4 場合によっては、欧州委員会によるリスク割り当ては、国全体ではなく、国の特定の地域に適用されることがある

注 5：欧州委員会による国別リスク評価は、[こちらから確認](#)できる。

3.7 申告番号

EU 情報システムが、一回限りの簡易申告書の提出、または EU 法もしくは加盟国法に基づいて設置されたシステムもしくはデータベースを通じて必要な情報を入手した後、マイクロオペレーターまたは小規オペレーターに割り当てる固有の番号。

3.8 森林減少

人為的か否かを問わず、**森林の農業利用**への転換。(EUDR 2.3)

3.9 ディフォレステーション・フリー

ディフォレステーション・フリーとは：

(a)2020 年 12 月 31 日以降、森林減少の対象となっていない土地で生産された**関連産品**を含むか、或いはそれらを使用し生産された関連製品

(b)木材を含むか、または木材を使用した**関連製品**の場合、その木材が 2020 年 12 月 31 日以降、**森林劣化**をもたらすことなく森林から伐採されたものであること。

(EUDR 2.13)

注 1：木質**関連製品**の場合、**ディフォレステーション・フリー**とは、2020 年 12 月 31 日以降、森林減少および/または森林劣化をもたらすことなく生産された**関連製品**を意味する。

注 2：EUDR において農産品として定義されている非木質**関連製品**（天然ゴムなど）の場合、**ディフォレステーション・フリー**とは、**関連製品**が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少をもたらさずに**生産**されたことを意味する。

3.10 下流事業者

商業活動において、関連産品を用いて製造された関連製品を市場に出荷または輸出する自然人または法人であって、当該産品および関連製品の使用に関するデューデリジェンス・ステートメントまたは簡易申告書の対象となるものすべての者。

3.11 デューデリジェンス・ステートメント

オペレーターまたは**非中小（非 SME）トレーダー**と定義される**組織**により **EU 情報システム**に提出される文書は、組織が**関連製品**の適合に責任を負う明確にして、**管轄当局**に提供しなければならない。

注 1：DDS ステートメントに記載される情報は、EUDR の付属書 2、または本規格の付属書 1 に記載されている。

3.12 EU 情報システム

組織が DDS ステートメントまたは簡易申告書を提出するため、欧州委員会が構築し管理する情報システム。この情報システムには、欧州委員会が定義するその他の機能も含まれる
(EUDR 33)

3.13 EUDR 根拠のある懸念

EUDR に準拠していないとする客観的かつ検証可能な情報に基づく正当な理由のある申し立てで、管轄当局の介入が必要となる可能性があるもの。

注 1：根拠のある懸念とは、第三者（自然人または法人）による懸念だけでなく、組織自体からの懸念も含む (EUDR 31.1)

注 2：EUDR 根拠のある懸念は、関連製品、または**組織**自体に対して提起することが可能である

注 3：EUDR 根拠のある懸念は、まだ **EU 市場**に出荷されていない**関連製品**、**EU 市場**へ出荷あるいは EU からの輸出目的で生産された**関連製品**、またはすでに **EU 市場**に投入されているか **EU 市場**から輸出されている**関連製品**に対し提起することが可能である (EUDR 2.31)

3.14 森林

0.5 ヘクタール以上の土地で、樹高が 5 メートルを超え、樹冠率が 10%を超えるもの、または農業あるいは都市的土地利用が主体でない土地で上記数値に達することができるもの (EUDR 2.4)

3.15 森林劣化

森林被覆の構造的な変化を意味し、以下の転換の形態：

- (a) 原生林または天然生林から**育成林**または**その他樹木地**への転換。
- (b) 原生林から**育成林**への転換。

(EUDR 2.7)

3.16 地理的位置情報

土地のプロットの地理的位置情報は、少なくとも 1 緯度及び 1 経度単位の緯度及び経度の座標を、小数点以下 6 桁で表示する。4 ヘクタール以上の土地区画については、それぞれの土地区画の周囲を描く適切な緯度、経度による多角形で示さなければならない。(EUDR 2.28)

3.17 商業活動の過程において

加工目的、商業的または非商業的消費者への流通目的またはオペレーターまたはトレーダー自身の事業における使用。(EUDR 2.19)

3.18 市場において利用可能にすること

商業活動の一環として、有償か無償かを問わず、EU 市場での流通、消費、使用のために関連製品を供給すること。(EUDR 2.18)

3.19 加盟国

EUDR が適用される EU 加盟国

3.20 零細または小規模オペレーター

欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU の第 3 条(1)および第 3 条(2)第 1 項にそれぞれ規定する自然人、零細事業者、または小規模事業者であって、EUDR 第 29 条に従って低リスク国に分類される国に設立され、商業活動において、当該事業者が自ら当該国に所在の関連する土地で栽培、収穫、取得、または飼育した関連製品を市場に出荷し、または輸出する事業者。その法的形態は問わない。これには、指令 2013/34/EU 第 3 条第 1 項および第 2 項第 1 段落に規定される 3 つの基準のうち少なくとも 2 つの基準の上限を超えている事業者であっても、当該会計年度における貸借対照表総額、純売上高、および平均従業員数のうち、関連する産品および製品に関連する部分が、これらの基準のうち少なくとも 2 つの基準の上限を超えていないことを証明できる事業者が含まれる。

3.21 天然林

天然更新により成立した樹木が主体の森林で、以下のいずれかを含む：

- a) 人工林か自然再生林かを区別できない森林；
- b) 自然再生された原生樹種と植林または播種された樹種が混在する森林で、林分成熟時において自然再生された樹種が樹種構成の大部分を占めると予想される場合；
- c) 元々天然更新によって確立された樹木からなる雑木林；
- d) 導入後天然更新により形成された樹木林。(EUDR 2.9)

3.22 極少リスク

PEFC EUDR DDS の要求事項に従ってリスク評価実施後、当該製品が問題のある出処または EUDR に準拠していない製品に由来している、および/またはサプライチェーンレベルで、起源不明の関連製品、または問題のある出処及び/または EUDR に準拠していない製品に由来する関連製品と混合されている、というような懸念がないと結論づけられたリスクレベル。

(EUDR 2.26)

3.23 EUDR に準拠していない製品

EUDR 第 3 条に準拠していない**関連製品**

注 1: EUDR 第 3 条では、**関連商品**および**関連製品**は、以下の条件がすべて満たされない限り、EU 市場に出荷したり、提供したり、輸出してはならないと規定されている。

- (a) デイフォレストেশョン・フリーであること。
- (b) 生産国の関連法規に従って生産されていること。
- (c) DDS ステートメントの対象となっていること。

注意書 2: EUDR 第 3 条の c 項は、オペレーターまたはトレーダーによって EU 市場に出荷され、または EU 市場から輸出される**関連製品**にのみ適用されます

(EUDR 3、EUDR 2.15)

3.24 非 PEFC-EUDR

PEFC EUDR DDS を実施しておらず、PEFC-EUDR 主張が付されていない**関連製品**を対象とする**原材料カテゴリー**。

3.25 非中小企業(Non-SME)

中小企業 (SME)、**零細企業(Micro)**、**小規模企業(Small)**、**中規模企業(Medium Sized Enterprise)** に分類されない企業 (本規格の定義 3.43 を参照)。

注：この定義は**加盟国**に設立された**組織**に適用されます。

3.26 オペレーター

商業活動の過程で、**関連製品**を **EU 市場**に出荷するか、**EU 市場**から輸出する**自然人**または**法人**

(EUDR 2.15)

注 1: **SME** と **非 SME** オペレーターでは異なる要求事項が適用される。

注 2: **組織**は、サプライチェーンにおける位置づけにより、**オペレーター**としても**トレ**

ーダーとしても同時に活動することができる。

3.27 組織

自らの目標を達成するため、責任、権限および関係を伴う独自の機能をもつ個人又はグループ。

注 1：本規格において、**組織**とは、**PEFC EUDR DDS** を認証範囲に含む PEFC が認める有効な認証書を取得しているか、または取得の申請し、本規格の要求事項を実施する者を意味する。

注 2：EUDR における**オペレーター**と**トレーダー**は、自然人、法人あるいは法人ではないが、EU 法または国内法の下で法的行為を行う能力を有すると認められている団体を意味し、**グループ**とは、人々で構成されるグループを意味する。
(EUDR2.21)

3.28 その他の樹木地

農業用地または都市用地として優先的に使用されている土地を除き、面積が 0.5 ヘクタールを超え、樹高が 5 メートルを超え、樹冠被覆率が 5% ～ 10% であるか、または樹木のみでその生育地でこの基準に達するか、あるいは低木、灌木及び樹木の合計面積が 10% を超える森林として分類されていない土地 (EUDR 2.12)

3.29 PEFC 認可団体

PEFC 理事会から PEFC スキームの運営を委託された機関。

注：認可団体は、当該国で活動する PEFC 国別管理団体 (PEFC NGB) か、PEFC 理事会から PEFC スキームの運営を委託された他の機関のいずれかである。

3.30 PEFC 国別管理団体 (PEFC NGB)

PEFC NGB は、それぞれの国において PEFC システムを開発・実施するために設立された独立した国内組織である。PEFC NGB の一覧と連絡先は、PEFC ウェブサイトに掲載されている。

3.31 PEFC EUDR 主張

PEFC EUDR DDS を実施し、その結果、リスクなし、あるいは**極小リスク**となった**関連製品**に関し、組織が販売及び納入書類に行う「PEFC EUDR」の主張。この主張は、常に PEFC ST2002 に基づく PEFC 主張 (PEFC ST の定義 3.27、つまり X%PEFC 認証、及び PEFC 管理材) とともに使用されなければならない。

例：PEFC EUDR 100% PEFC 由来、PEFC EUDR X%PEFC 認証または PEFC EUDR

PEFC 管理材。

注：PEFC EUDR の主張は、関連製品に含まれる PEFC 認証原材料の割合とは無関係に、主張の対象となる製品全体に適用される。

3.32 PEFC EUDR の原材料カテゴリー

PEFC EUDR 原材料カテゴリーは次の通り

参照番号付き PEFC EUDR、参照番号なし PEFC EUDR 及び非 PEFC EUDR

3.33 PEFC EUDR デューデリジェンスシステム (PEFC EUDR DDS)

組織が実施する手順と措置の仕組み、すなわち情報収集、リスク評価、リスク軽減を行い、関連製品が**問題のある出处**および/または**非準拠製品**がサプライチェーン上もたらせるリスクを軽減する仕組み。さらに、**PEFC EUDR DDS** には、**根拠のある懸念**と EUDR の**根拠のある懸念**に関する要求事項、**DDS ステートメント**の提出、市場への出荷禁止、**管轄当局**への報告、**問題のある出处**および/または**非準拠製品**から生じた可能性のある**関連製品**を **EU 市場**に出荷したり **EU 市場**から輸出したりしない責任に関する要件も含まれる。

注: EUDR またはその他の法的義務の遵守責任は、すべてオペレーターおよび/または**トレーダー**として定義される**組織**にある。

3.34 PEFC EUDR

PEFC EUDR DDS を認証範囲に含む **PEFC 認証書**の対象である**供給者**によって「**PEFC-EUDR 主張**」とともに納入される**関連製品**をカバーする原材料カテゴリー

3.35 PEFC が認めるデューデリジェンスシステム (DDS)

PEFC が認めるデューデリジェンスシステムとは、以下のいずれかのシステムを指す。

- a) PEFC ST 2002 に規定されている PEFC COC DDS
- b) PEFC ST-MO 2002-1 に規定されている PEFC EUDR DDS
- c) PEFC ST 2002:2020 に準拠して PEFC が承認した COC 規格に規定されている PEFC COC DDS

注：PEFC ST 2002:2020 に準拠して PEFC が承認した PEFC COC 規格の一覧は、こちらを参照。

3.36 EU 市場へ出荷

関連する商品または製品を最初に EU 市場に出荷すること (EUDR 2.16)

3.37 森林プランテーション

木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に 1 または 2 種類の樹種、均等な齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす人工林。生態系の保護や回復のために植林された**森林**、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する**天然林**に類似している、または類似するであろう**森林**は除外される。

(EUDR 2,11)

3.38 人工林

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている**森林**。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の 50% 以上を構成すると予想される場合に限る。これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。(EUDR 2,10)

3.39 土地の区画

その土地で生産される関連製品に関する**森林減少**及び **森林劣化**のリスク総量の評価を可能にするのに十分な条件を持つ、**生産国**の法律で認められた一つの所有地内の土地。(EUDR 2,27)

3.40 原生林

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。(EUDR 2,8)

3.41 生産

関連する**土地区画**で、牛に関しては施設、で育成、収穫、取得、または飼育されたもの。(EUDR 2.14)

3.42 参照番号

オペレーターまたは**非 SME トレーダー**が、**DDS ステートメント**を提出した後に **EU 情報システム**から取得する番号。

注 1: EU 参照番号は、**DDS ステートメント**の番号のことである

注 2: EU 参照番号を取得できるのは、**オペレーター**または**トレーダー**と定義され、**関連製品**を直接 EU 市場に出荷するか、EU から輸出する**組織**のみである。

3.43 関連製品

牛、ココア、コーヒー、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材を意味する。

注：関連商品リストが EU により変更された場合は、その変更による
(EUDR 2.1)

3.44 生産国の関連法規

生産地の法的位置づけに関して、**生産国**で適用される法律：

- a) 土地使用权
 - b) 環境保護
 - c) 木材伐採に直接関係する森林管理及び生物多様性保全を含む森林関連規則
 - d) 第三者の権利
 - e) 労働者の権利
 - f) 国際法で保護される人権
 - g) 先住民の権利に関する国連宣言に規定されているものを含む、自由な、事前の、かつ情報に基づく同意 (FPIC) の原則
 - h) 税、腐敗防止、貿易、関税に関する規制
- (EUDR 2.40)

3.45 関連製品

EUDR の附属書 1 に記載されている製品で、関連商品を含むもの、あるいは関連商品を使用したもの、または関連商品を使用して製造されたもの。(出典：EUDR 2.2)

注 1：EUDR の附属書 1 は、欧州委員会によって定期的に改正される。

注 2：附属書 1 は、HS コード (Harmonised System Codes) に基づき、該当する**関連製品**を示している。詳細は EUDR の附属書 1 を参照

注 3：この規格で**関連製品**の対象は**森林及び森林外樹木産品**に限られる
(EUDR 2.40)

3.46 重大リスク

PEFC EUDR DDS の要求事項に基づくリスク評価の実施後に結論付けられたリスクのレベルで、**関連製品が問題のある出处**または **EUDR に準拠していない供給源に由来している**、および/またはサプライチェーンのレベルで、起源不明の**関連製品**または**問題のある出处**および/または **EUDR に準拠していない供給源に由来する製品**と混合されている懸念の原因を示している。

3.47 簡易申告書

零細事業者または小規模事業者として定義される組織が、EUDR への**関連製品の適合性に関する責任を負うことを表明するために、管轄当局に提出する EU 情報システムへの提出文書。**

注 1：簡易申告書に含めるべき情報は、EUDR 2025/2650 の附属書 III および本規格の付属書 2 に記載されている。

注 2：簡易申告書は一度提出すれば十分である。組織は、提出した情報に重大な変更があった場合、簡易申告書を更新することができる。

3.48 SME

零細、小、中規模企業、あるいは **SME** とは、欧州議会及び理事会指令 2013/34/EU の第 3 条に定義される零細・中小企業を意味する。

注：この定義は EU メンバー国により確立された**組織**に適用される
(EUDR 2(30))

3.49 トレーダー

オペレーター以外のサプライチェーンに属する**組織**で、商業活動の過程で、**関連製品**を **EU 市場**で入手可能にする者。(出典 EUDR, 2.17)

注 1：**SME** と非 **SME** に対しては異なる要求事項が適用される。

注 2: **組織**は、サプライチェーンにおけるその立場により、同時に**オペレーター**又は**トレーダー**として活動することができる。
(EUDR 2.17)

3.50 EU 市場

関連製品が出荷あるいは輸出される EU の市場

3.51 廃棄物

廃棄、または廃棄する予定、あるいは廃棄する必要がある物質または物体
(指令 2008/98/EC 第 3 条(1))

4. PEFC EUDR デューデリジェンスシステム (DDS) 要求事項

4.1 全般的事項

4.1.1 組織は、調達する関連製品が、問題のある出处または不適合製品に由来する、あるいはサプライチェーンの段階でそれらと混ざるリスクを最小限に抑えるため、PEFC EUDR DDS を運用しなければならない。

4.1.2 組織は、製品グループレベルで、PEFC EUDR DDS または PEFC COC DDS のいずれの DDS を実施するか明らかにしなければならない。

4.1.3 組織は、この **PEFC EUDR DDS** を通じ、PEFC EUDR DDS が適用される製品グループに投入されるあらゆる原材料のリスクが**極小**であることを、COC 方式を実施する前に確認しなければならない。(EUDR 4.1)

4.1.4 組織は、以下の 3 つのステップにより **PEFC EUDR DDS** を実施しなければならない。

- a) 情報の収集 (本規格第 5 章)
 - b) リスク評価 (本規格第 6 章)
 - c) リスクの軽減 (本規格第 8 章)
- (EUDR 8.2)

4.1.5 以上に加え、組織は以下の手順を完了しなければならない

- a) **根拠のある懸念** (本規格第 7 章)
- b) 必要に応じて、**DD ステートメント** (オペレーターの場合) または簡易申告書 (小規模事業者または零細事業者の場合) を EU 情報システム (第 9.1 項) を通じて提出する。

注：小規模事業者または零細事業者の場合、EU 情報システム以外の EU 法または加盟国法に基づいて構築されたシステムまたはデータベースに、規則 (EU) 2025/2650 の附属書 III または本基準の付録 2 に記載されているすべての情報が登録されている場合は、簡易申告書の提出は不要である。

(出典：EUDR 2025/2650、4.5.4)

- c) 組織が中小企業 (SME) 以外の事業者と定義される場合 (第 9.2 項)、デューデリジェンスシステムに関する報告書を毎年公表すること。
- d) EU 情報システムに非 SME オペレーターまたは下流オペレーターとして登録すること (第 9.3 項)。

e) 出処不明、疑わしい出処、または法令不適合製品を市場に流通させないこと（第 10 章）

4.1.6 組織は、PEFC 顧客に対し 4.4 及び第 5 条に基づき必要な情報を提供しなければならない（出典: EUDR 4.7）

4.1.7 組織は、PEFC EUDR DDS を少なくとも年に 1 回、また結果に影響を与える可能性のある新たな展開や情報の変化を認識した場合にはレビューを行い、必要に応じて DDS システムの改正を行わなければならない（出典: EUDR 12.2）

4.1.8 オペレーター、零細または小規模第一次オペレーター、下流オペレーターまたはトレーダーとして定義される組織は、管轄当局に対し、PEFC EUDR DDS に関連する施設へのアクセスの提供、PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書および記録の利用など EUDR に基づく義務を遂行するために必要なあらゆる支援を提供しなければならない（EUDR、4.6）、EUDR 2025/2650,5.7）

4.1.9 オペレーター、小規模または中小規模の第一次オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーと定義される組織は、その認証が停止された場合、直ちに当該組織が所在する加盟国の管轄当局に通知しなければならない。

4.1.10 当該組織は、必要に応じて、認証機関が抜き打ちまたは短期間の通知による審査を実施する際に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。

4.1.11 当該組織は、PEFC EUDR DDS 認証モニタリング評価システムに基づく活動の実施において、PEFC 評議会または PEFC 認可団体に必要なあらゆる支援を提供しなければならない。これには、

- a) 審査中に PEFC 評議会事務局職員または PEFC 認可団体職員がオブザーバーとして参加することを許可すること、
- b) 当該組織の施設へのアクセスを提供すること、および
- c) PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書および記録を提供することが含まれる。このような支援は、当該組織およびその認証機関との事前の合意および調整を条件とする。

4.1.12 組織は、PEFC 評議会または PEFC 認可団体の指示に従い、必要な情報を PEFC データベースに登録しなければならない。

注：PEFC は、PEFC データベースに登録すべき情報の要件を規定する追加の実施文書を公表することがある。

4.1.13 組織は、制裁手続きまたは法的調査の対象となった場合、直ちに認証機関に通知しなければならない。

4.2 管理システムに対する追加的要求事項

4.2.1 組織は、その COC 管理システムの下で、PEFC EUDR DDS を行使するための書面による手順を策定しなければならない。組織の PEFC EUDR DDS 手順は最新の状態に維持されなければならない（EUDR 12.1）

4.2.2 非 SME オペレーターおよびトレーダーとして定義される組織は、スタッフメンバーの中から EUDR コンプライアンス責任者を指名しなければならない。（EUDR 11.2a）

注：EUDR コンプライアンス責任者は、組織の SGEC COC 認証（SGEC 規準文書 4 の要件求事項 4.3.1.2）の責任者と同一人物にすることができる。

4.2.3 組織は、PEFC EUDR DDS に関連するすべての文書を少なくとも 5 年間保管しなければならない。文書には、第 5 章、第 6 章、および第 8 章に規定されているすべての記録、措置、および手順、ならびに本規格で要求されるその他の記録を含めなければならない。（EUDR 12.2、12.5、EUDR2025/2650,4.a）

4.3 投入原材料の確認に関する追加的要求事項

4.3.1 組織は、PEFC EUDR DDS が適用される PEFC 製品カテゴリー・グループへの投入原材料として使用される関連製品について、PEFC ST 2002,5.1.1 に示されている文書に加えて、以下を入手しなければならない。

- a) 関連製品の数量を特定するための供給者からの以下の情報。
 - i EU 市場に出入りする関連製品の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則（EEC）No 2658/87(20)の付属書 I に定められた補足単位(示された HS コードに対して)で表示される
 - ii それ以外の場合はすべて、数量は正味質量、または該当する場合は品目の体積または数で表され、補足単位は、DD ステートメントあるいは簡易申告書で参照される HS コードの
小見出しにおいて定義されている場合に適用される。

- b) PEFC 主張に加え、各 PEFC 主張製品に対する特別な PEFC EUDR 主張
- c) PEFC EUDR DDS を適切に実施するため必要な情報

4.3.2 PEFC-EUDR 主張を付して納入される**関連製品**について、**組織**は PEFC ウェブサイト上で以下の事項を確認しなければならない。

- a) 供給者が、PEFC EUDR DDS をその適用範囲に含む **PEFC が認める認証**を保有していること。
- b) 当該**関連製品**が **PEFC EUDR DDS** の適用範囲に含まれていること。

4.3.3 **組織**は、**PEFC EUDR DDS** が適用される **PEFC 製品グループ**の投入各**関連製品**について、PEFC ST 2002 に規定されている原材料カテゴリーに加え、以下の PEFC EUDR DDS 原材料カテゴリーに従って当該**製品**を分類しなければならない。

- a) **PEFC-EUDR**
- b) **非 PEFC-EUDR**

4.4 製産品の宣言に関する追加要求事項

4.4.1 組織は、**PEFC 顧客**に対して「**PEFC EUDR 主張**」を行う **PEFC 製品グループ**からの製品について、以下の文書を提供しなければならない：

- a) 以下の**関連製品**の量：
 - i. EU 市場に出入りする**関連製品**の場合、数量は正味質量キログラムで表示され、該当する場合は理事会規則（EEC）No 2658/87(20)(示された HS コードに対して)の付属書 I に定められた補足単位で表示される。
 - ii それ以外の場合はすべて、数量は正味量、または該当する場合は品目の体積または数で表される。補足単位は、**DD ステートメント**あるいは**簡易申告書**で参照される HS コードの小見出しにおいて定義されている場合に適用される。
- b) 適用される PEFC 主張に加えて、各 PEFC 主張製品に対する特別な「**PEFC EUDR 主張**」
- c) **組織**が**オペレーター**として定義されている場合は、**DD ステートメント**の参照番号、**組織**が**零細**または**小規模第一次オペレーター**定義されている場合は、申告番号
- d) 必要に応じて、**顧客**が適切に **PEFC EUDR DDS** を実施するために必要な追加情報 (EUDR 9.1b)

5. 情報の収集

5.1 全般的事項

5.1.1 **PEFC-EUDR** として分類される関連製品については、**オペレーター**として定義される**組織**、または欧州連合域外に拠点を置く**組織**は、供給者から、または森林から直接対象製品を入手する場合は、以下の情報を入手し、記録を保持しなければならない。

a) **関連製品**の商品名および種類を含む説明。木材を含む、または木材を使用して製造された対象製品の場合は、樹種の一般名および学名も記載しなければならない。製品説明には、製品に含まれる、または製品の製造に使用された関連産品または関連製品のリストを含めなければならない。(EUDR 9.1(a))

b) **関連製品**および該当する場合はその一部の収穫国 (EUDR 9.1c、EUDR 2.14)
(EUDR 9.1 c、EUDR 2.14)

注：本規格において、「生産国」とは収穫国を意味する。

c) 関連製品が生産された**すべての土地区画の地理的位置情報**。**零細または小規模の第一次オペレーター**の場合、**地理的位置情報**の代わりに土地の郵便番号を用いることができる。(EUDR 9.1d、EUDR 2025/2650 4.5.4)

d) 生産日または生産期間 (EUDR 9.1(d)および EUDR 2.14)

注：本規格において、「生産」とは収穫を意味する。

e) **関連製品**の供給元である企業または個人の名前、住所、および電子メール アドレス。
(EUDR 9.1e)

f) **関連製品**を供給する企業、**オペレーター**または**トレーダー**の名前、住所、および電子メール アドレス (EUDR 9.1f)

g) **関連製品**が**ディフォレストেশョン・フリー**であるという、十分に確定的かつ検証可能な情報 (EUDR 9.1g)

h) **関連製品**が、生産の目的でそれぞれの土地を使用する権利を与える取り決めを含み、**生産国の関連法令**に従って生産されたという十分に確定的かつ検証可能な情報
(EUDR 9.1h)

例 1: 使用できる情報源としては有効な FLEGT ライセンス。(欧州連合の森林法施行ガバナンス・貿易行動計画)

例 2: 欧州委員会が、**国別リスクレベル**を低と割り当てた国で産出された**関連製品**の場合の確定的かつ検証可能な情報の例としては、伐採許可あるいは収穫宣言が挙げられる (EUDR 9.1 h))

5.1.2 **関連製品**が PEFC-EUDR として分類されるためには、当該製品を**オペレーター**また

は欧州連合域外に拠点を置く組織に供給する組織は、**PEFC-EUDR 主張**とともに 5.1.1 に規定するすべての情報と提供しなければならない。関連製品が森林を直接供給元とする場合は、EUDR に適応した PEFC 承認の持続可能な森林管理認証の保有者により、有効な 100% PEFC 認証主張を付して納品されなければならない。

注 1：PEFC 承認の EUDR 適応の森林管理認証規格は PEFC ウェブサイトに掲載

注 2：PEFC 承認の規格ではその規格固有の主張が使用される場合がある。PEFC 承認規格固有の主張の一覧は、PEFC ウェブサイト参照

5.1.3 PEFC-EUDR 関連製品として分類されるためには、下流オペレーターまたはトレーダーと定義される組織は、供給業者から以下の情報を取得し、記録を保管しなければならない。

- a) PEFC-EUDR の主張。
- b) 関連製品の供給者、下流オペレーター、またはトレーダーの名称、登録商標、住所、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブサイトアドレス。
- c) 関連製品の供給を受けた下流オペレーターまたはトレーダーの名称、登録商標、住所、電子メールアドレス、および入手可能な場合はウェブサイトアドレス。
- d) 関連製品の供給者が、その関連製品に割り振られた DD ステートメントの参照番号また申告番号を提供するオペレーターである場合、下流事業者またはトレーダーはこの情報を記録しなければならない。

(EUDR 2025/2650、5.3)

5.1.4 下流オペレーターまたはトレーダーと定義される組織は、5.1.3 項で要求される情報を保有している場合に限り、関連製品を輸出、EU 市場への出荷あるいは利用可能とすることができる。当該組織は、関連製品が輸出、EU 市場に出荷、または利用可能とされた日から少なくとも 5 年間、当該情報を保管し、所轄当局の要請に応じて提供しなければならない。(EUDR 2025/2650、5.1 項および 5.4 項)

5.1.5 要請に応じて、当該組織は、PEFC 顧客に対し、5.1.1 項に規定される情報、または関連製品にリスクがないか、またはリスクが極小であることを確認するために PEFC 顧客が必要とするその他の情報を提供しなければならない。当該組織が要請された情報を保有していない場合、この要請は当該組織の供給者に伝達される。

5.1.6 非 PEFC-EUDR に分類される関連製品については、オペレーターとして定義される組織、または欧州連合域外に拠点を置く組織は、5.1.1 項で要求されるすべての情報を入手しなければならない。供給者がこの情報を提供できない場合、当該関連製品は

重大なリスクを有するものとみなされ、当該組織は第 8 章に従ってリスクを軽減しなければならない。当該リスクが軽減されるまで、当該関連製品は PEFC 製品グループの原材料として使用してはならず、また、EU 市場に出荷、利用可能、または輸出してはならない。

5.1.7 オペレーターとして定義される組織は、要請に応じて、5.1.1 項、4.3.1(a)項、および 4.4.1(a)項に基づいて収集した情報、文書、およびデータを管轄当局に提供しなければならない。(EUDR 9.2)

5.1.8 オペレーターとして定義される組織は、5.1.1、4.3.1(a)および 4.4.1(a)に基づき収集された、各関連製品に関するすべての情報、文書およびデータを、当該製品が EU 市場に出荷された日または輸出された日から 5 年間保管しなければならない。

表 3: オペレーターとして定義される組織または EU 域外に拠点を置く組織に対する PEFC EUDR DDS 原材料カテゴリーに関連する必要情報

情報収集に関する要求事項	原材料カテゴリー	
	PEFC EUDR	非 PEFC EUDR
5.1.1 に規定されている情報	X	X
PEFC-EUDR 主張、または EUDR に適合した PEFC 承認規格に基づいて認証された PEFC SFM 認証取得者による、有効な「100% PEFC 認証」の主張	X	

表 4: 下流オペレーターまたはトレーダーとして定義される組織における、PEFC EUDR DDS 原材料カテゴリーに関連する必要情報

情報収集に関する要求事項	原材料カテゴリー	
	PEFC EUDR	非 PEFC EUDR
5.1.3 に規定されている情報	X	X
PEFC EUDR 主張	X	

6. リスク評価

6.1 全般的事項

6.1.1 組織は、本規格の第4章、第5章およびその他の文書に基づき収集された情報を検証および分析しなければならない。組織はその情報と文書に基づき PEFC のリサイクル材料の定義に当てはまる**関連製品**を除き、**PEFC EUDR DDS** が適用される**製品グループ**に投入されるすべての**関連製品**のリスク評価を実施しなければならない。(EUDR 10.1)

6.1.2 リスク評価では、**EU 市場**に投入される、または **EU 市場**から輸出される予定の**関連製品**が、問題のある出処 (PEFC ST 2002、定義 3.7) に由来するリスクがあるか、または **EUDR 不適合製品** (PEFC EUDR DDS ST-MO 2002-1、定義 3.23) であるかどうかを判断しなければならない。

6.1.3 組織は、リスク評価の結果、当該製品にリスクが全くないか、または極小であると結論付けられない限り、**関連製品**を PEFC 製品グループの原材料として使用してはならず、また、当該製品を EU 市場に出荷したり、EU 市場から輸出したりしてはならない。(出典：EUDR 10.1)

6.1.4 組織のリスク評価は、以下のリスクの評価を含め実施されなければならない。

- a) **関連製品**が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少または森林劣化を発生した活動に由来するリスク (本規格 6.2)
- b) **関連製品**が 生産国の関連法令を遵守せず生産されたリスク (本規格 6.3)
- c) 関連製品が森林の木材または非木質林産品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来するリスク

注: c は、EUDR ではカバーされていない、SGEC 規準文書 4 の 3.7 の**問題のある出処**の定義の要素 (b) と (i) に対応している。「PEFC EUDR 主張」を付した原材料がこの PEFC の定義に対応した問題のある出処かどうかを確認するため、**PEFC EUDR DDS**を実施する組織は、EUDR の範囲を超え、PEFC の問題のある出処となる部分についても対処する必要がある。

- d) **関連製品**がサプライチェーンレベルで**問題のある出処**または**不適合製品**と混合するリスク (6.5)

6.1.5 組織のリスク評価の結果、投入原材料として使用される**関連製品**は、以下のリスクカテゴリーに分類されなければならない。

- a) リスクなしまたは極小リスク、または
- b) 重大なリスク

6.1.6 組織は、**関連製品**を極小リスクとして分類する前に、**根拠のある懸念**及および/あるいは **EUDR 根拠のある懸念**がないこと、あるいはこれらの懸念が解消されていることを確認しなければならない。(EUDR 10、2e)

6.1.7 組織が、**関連製品**について 6.2、6.3、6.4、および 6.5 に記載されているリスク評価の項目の 1 つ、または複数について、リスクなし、あるいは**極小リスク**ではないと確認した場合、本規格の第 8 章に従って確認されたリスクを**重大リスク**として管理しなければならない。(EUDR 11, 1 に基づく)

6.1.8 下流オペレーターまたはトレーダーと定義される組織は、供給者（オペレーター）が DD ステートメントの参照番号または申告番号を提供する義務を履行していないことを認識した場合、当該組織は、当該**関連製品**を EU 市場に出荷または利用可能にすることを避けなければならない (EUDR 5(1))。
(EUDR 3.c、4.4、EUDR 2025/2650 1.2、FAQ 第 5 版、3.5)

6.1.9 リスク評価を実施する際、組織は以下を考慮に入れなければならない

- a) リスク評価を実施する際には、欧州委員会の専門家グループ登録簿に公表されている EUDR の実施を支援する欧州委員会の専門家グループの会議の結論を考慮する。
(EUDR 10.2 k)
- b) 出典、信頼性、有効性、4.3 及び 5.1.2 で言及されている他の利用可能な文書へのリンク、および**関連製品**が EUDR に準拠していないリスクを示す情報
(EUDR 10.2g)

6.1.10 組織は、6.2、6.3、6.4、および 6.5 に規定されているリスク評価指標に対するリスクの程度を判断するために取得および使用した情報および証拠を含めリスク評価プロセスの記録を文書化し、保管しなければならない。(EUDR 10,1)

6.1.11 リスク評価は文書化され、少なくとも年に一度、さらにこの規格の 4.3 及び 5.1.2 に記載されている情報に変更が生じた場合、あるいは組織の **PEFC EUDR DDS** に影響を与える新たな進展が見られた場合、レビューされ、必要に応じて改正されなければならない。(EUDR 10.4)

6.1.12 **オペレーター**として分類される**組織**は、収集された情報を 6.2、6.3、6.4 及び 6.5 に規定されたリスク評価指標に照らしてどのようにチェックしたか、またリスクの程度をどのように決定したかを実証できなければならない。(EUDR 10.4)

6.2 関連製品が、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に由来しているリスクの評価

6.2.1 組織は、以下の表 5 の指標のいずれかが該当する場合、2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した活動に起因するリスクなし、あるいは**極小リスク**として**関連製品**进行分类することができる。(EUDR 10, 2 に基づく)

表 5: 関連製品が 2020 年 12 月 31 日以降に森林減少および森林劣化が発生した地域から生産されたリスクに関するリスクなし、あるいは極小リスクの指標のリスト

i.	認証範囲に PEFC EUDR DDS を含む有効な-COC 認証書を保持し、SGEC EUDR を実施している 供給者 によって、「 PEFC EUDR 主張 」および本規格の第 5 章に規定されている追加的情報とともに納入された特定の 関連製品 例: PEFC EUDR X% SGEC 認証
ii.	森林減少 や 森林劣化 が蔓延しておらず、欧州委員会が 国別リスク として低とした国、またはその一部で生産された 関連製品 (出典: EUDR 13, 1)
iii.	すでに EUDR 適応 PEFC 承認規格に基づく SFM 認証書保持者から、有効な 100% PEFC 認証の主張とともに供給された 関連製品 注: EUDR 適合の PEFC SFM システムについては、PEFC ウェブサイト参照
iv.	第三者認証機関が発行した有効な認証書にサポートされた EUDR に適応している森林認証スキーム (PEFC 承認以外の) により完全に認証されていると宣言され、 参照番号 あるいは 申告番号 とともに納入された 関連製品 。 組織 は森林認証スキームが EUDR と整合していることを証明しなければならない
v.	組織 が以下を行っている 関連製品 : a) 関連製品 が生産される土地区画の 地理的位置情報 、および収穫の日付または収穫期間の把握 b) 関連製品 が 2020 年 12 月 31 日以降に 森林減少 と 森林劣化 が発生した地域に由来しないことの情報確認 c) 証拠の記録

6.3 関連製品が、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクの評価

6.3.1 組織は、表 6 の指標のいずれかが該当する場合、関連製品を、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来するリスクをリスクなし及び/あるいは極小リスクと分類することができる。(EUDR 10,2 に基づく)

注：組織は、欧州委員会が提供するツール（例えば、生産国における適用法令のリポジトリなど）を参照することができる。

表 6: 生産国の関連法令に準拠していないことについてのリスクなし、あるいは極小の指標

i. 認証範囲に PEFC EUDR DDS を含む PEFC が認める有効な認証書 を保持し、 PEFC EUDR DDS を実施している 供給者 によって、「 PEFC EUDR 主張 」および本規格の第 5 章に基づく追加情報とともに納入された 関連製品 例: PEFC EUDR X% SGEC 認証
ii. 関連製品は、森林減少または森林劣化が蔓延しておらず、欧州委員会が低リスク国と認定されている生産国またはその一部を起源としている。ただし、当該生産国は、以下のいずれかを満たしていなければならない。 a) 最新の国際透明性機構の腐敗認識指数（CPI）で 50 点以上、または b) 最新のワールドジャスティス（WJP）の法の支配指数で 0.5 点以上。 (EUDR 13.1、PEFC COC 文書、付属書 1)
iv. EUDR に適応している SGEC FM 認証書保持者 から、有効な 100% SGEC 認証の主張 とともに供給された 関連製品 注：EUDR 適合の PEFC SM システム については、 PEFC ウェブサイト 参照
iii. 規則 (EC) No 2173/2005 の範囲内にあり、運用ライセンススキームの有効な FLEGT ライセンス の対象となっており、したがって、EUDR 第 3 条(b)項に適合するものとみなされる 関連製品 (EUDR 10.3)
v. 第三者認証機関が発行した有効な認証書にサポートされた EUDR に適応している森林認証スキーム (PEFC 承認以外の) により完全に認証されていると宣言され、 参照番号 とともに納入された 関連製品 。 組織 は森林認証スキームが EUDR と整合していることを証明しなければならない。

6.3.2 表 6 の指標がいずれも該当しない場合、表 7 のすべての指標が当てはまれば、**組織**は**関連製品**を、生産国の関連法令に準拠していない活動に由来することについて極小リスクとして分類することができる (EUDR 10, 2 に基づく)

**表 7: 生産国の関連法令を準拠していないことについてのリスクなし、あるいは極小リスク
補足指標**

i. 生産国あるいはその一部との関連での関連製品に関する懸念のリスト：
a) 高度な汚職。

例: 国の汚職のレベルをチェックできる情報源:国際透明性機構 (TI)腐敗認識指数 (CPI) またはワールド ジャスティス プロジェクト (WJP) の法の支配指数
b) 文書およびデータの改ざんの蔓延。
c) SGEC 規準文書 4 の問題のある出处(a) または (b) の用語に該当する活動、または EUDR に準拠しない活動が蔓延していると認識されている国/地域からの関連製品に含まれる樹種。
d) 以下のものの不足: I. 法執行 II. 環境保護 III. 収穫に直接関係する森林管理や生物多様性保全を含む森林関連の規則、および/または低レベルの森林統治や法執行 出典:EUDR 2.40(b),(c) ; EUDR 10.2(h)
e) 以下に関する違反: I. 土地使用権 II. 第三者の権利 III. 労働者の権利 注: 組織は、労働における基本的原則と権利に関する ILO 宣言 (1998) など、国際的に認められている労働者の権利義務を考慮することができる。 IV. 国際的人権; 出典 : EUDR 2.40(a),(d),e,(f)
f) 以下の存在: I. 武力紛争または紛争木材の取引 II. 国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって課された制裁。 III. 税金、汚職防止、貿易および関税に関する規制の違反 出典 : EUDR 10.2(h),2.40(h)、SGEC 規準文書 4 3.7 h
ii. 先住民族が存在しない生産国に由来する関連製品。もし生産国またはその一部に先住民族が存在する場合以下を適用しなければならない: a) 生産国またはその一部に住む先住民族との誠意を持った協議、協力 b) 関連商品を生産する目的で利用される地域の利用または所有権に関する客観的かつ検証可能な情報に基づいた、先住民族による正当に理由のある要請がないこと。 c) 先住民の権利に関する国際連合宣言の規定を含み、自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意 (FPIC) の原則 注 : c)は、生産地域の法的地位に関して生産国で適用される関連法の文脈で理解されるものとする

6.4 関連製品が森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超

える収穫に由来するリスク、あるいは、遺伝子組換え樹木が**利用される**リスクの評価

6.4.1 組織は、PEFC が認める有効な認証書を保有する**供給者**から PEFC 主張とともに納入される関連製品については、森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来する、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組換え樹木が**利用される**リスクをリスクなし、または**極小リスク**に分類できる

6.4.2 組織は、有効な PEFC 主張を付して納入されない**関連製品**について、表 8 の全ての指標が適用される場合、その**関連製品**を、森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来する、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫に由来する、あるいは、遺伝子組換え樹木が**利用される**リスクをリスクなし、または**極小リスク**に分類できる

表 8：関連製品が森林の木材または非木質林製品の生産能力及び森林の各種サービスの持続可能性を維持できない活動に由来するリスク、または、長期的に持続可能な水準を超える収穫、あるいは遺伝子組み換え樹木が利用される**リスクが、リスクなし、あるいは極小レベルとなる指標**

a) 森林の木材及び非木質林産物やサービスを生産する能力の持続可能性を維持している、あるいは収穫量が長期的に持続可能な水準を超えない活動。 例：これを確認できるデータソース：FAO 森林資源評価、STIX、UNECE、欧州環境機関、または Forest Trends。
b) 一般に入手可能なデータにより、遺伝子組み換え森林及び樹木を基にした生産物が、その国/地域で生産され、市場に出荷されていない。

注：これらの指標は、PEFC ST 2002 の 3.7「問題のある出処の定義」の要素 b と i に相当する

6.5 サプライチェーン段階において、森林及び樹木産原材料が、問題のある出処あるいは EUDR を遵守していない供給源からのものと混合されるリスクの評価

6.5.1 組織は、表 9 に該当する指標がない場合、サプライチェーン段階で、関連製品が、問題のある出処や EUDR を遵守していない供給源を起源とする材料と混合されるリスクを極小リスクとすることができる（EUDR10, 2）

表 9：サプライチェーン段階での重大なリスクの指標のリスト

i) EUDR を回避するリスク、あるいは出処が不明な、または問題のある出処に由来する原材料と混
--

合されるのリスク（EUDR 10.2(j)、PEFC ST 2002）
ii) 関連サプライチェーンの複雑性（EUDR 10.2(i)）
iii) 関連製品の加工段階において、特に、関連製品と当該製品が生産された 土地区画 との関連づけが困難（EUDR 10.2(i)）
iv) 関連サプライチェーン上の 組織が 、問題のある出处に関する PEFC の定義(PEFC ST 2002 3.7a)の違法な出处に関する要求事項、あるいは EUDR または関連法令に準拠していない履歴あるとの情報（EUDR 10.2(l)）

7. 根拠のある懸念

7.1 組織が、関連製品にリスクがあることを示す、根拠のある懸念、第 6 章に従ってリスク評価を通じて特定された情報、または EUDR 第 31 条に基づいて提出された EUDR 根拠のある懸念を含む関連情報を入手または認識した場合：

- a) 問題のある出处に由来する、
- b) EUDR に準拠していない、または
- c) EUDR の回避行為に関連している、

組織は、特定されたリスクに対し、第 6 章および第 8 章に従ってリスク評価を行い、必要に応じてリスク軽減策を実施しなければならない。

(出典：EUDR 13.2)

7.2 組織は、**根拠のある懸念及び EUDR 根拠のある懸念**について、その懸念が確認された日から 10 日以内に調査を開始しなければならない

7.3 組織が、関連製品が EUDR に適合していない、または EUDR が回避されているリスクを示す、根拠のある懸念または EUDR に基づく根拠のある懸念を含む関連情報を入手または認識した場合、当該組織は直ちに以下の者に対し、当該関連情報を伝達しなければならない。

- a) 組織が直接当該製品を供給した各顧客、
- b) 組織の認証機関、および
- c) PEFC 評議会または PEFC 認可団体

さらに、オペレーター、零細及び小規模一次オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーと定義される組織は、直ちに当該関連情報を管轄当局に伝達しなければならない。

7.4 オペレーター、小規模または中小規模の第一次オペレーター、下流オペレーター、またはトレーダーとして定義される組織が、EU 市場に出荷または利用可能にした、あるいは輸出した関連製品が EUDR に適合しないリスクがあることを示す情報を入手または認識した場合を含む EUDR に基づく懸念を含む、関連する新たな情報を入手または認識した場合、直ちに以下の機関に通知しなければならない。

- a) 組織が EU 市場に当該製品を出荷または利用可能した加盟国の管轄当局、
- b) 組織が当該製品を供給した下流オペレーターおよびトレーダー、
- c) 組織の認証機関、および
- d) PEFC 評議会または PEFC 認可団体

輸出された関連製品の場合、オペレーターまたは下流オペレーターは、生産国である加

盟国の管轄当局に通知しなければならない。

(EUDR 4.5、5.5)

7.5 非 SME の下流オペレーターまたは非 SME のトレーダーとして定義される組織が、関連製品を EU 市場に出荷または輸出する前に、当該製品が EUDR に適合していないことを示す関連情報を入手した場合、または当該情報を認識した場合、直ちに以下の機関に通知しなければならない。

- a) 当該製品を EU 市場に出荷または輸出する予定の加盟国の管轄当局
- b) 組織の認証機関
- c) PEFC 評議会または PEFC 認可団体

(EUDR 5.6)

7.6 7.5 項で言及されている関連情報が EUDR に基づく懸念に該当する場合、組織は、デューデリジェンスが実施され、リスクがないか、または極小であるという結論に至ったことを検証しなければならない。検証の結果、EUDR への不遵守のリスクがないか、または極小であることが証明されない限り、当該製品を EU 市場に出荷または利用可能にしたり、輸出したりしてはならない。

表 10：関連製品に対するリスクを示す情報を受け取った際に取るべき措置の概要

リスクを示す情報が入手された場合	適用される組織の種類	要求される行動
根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念に関する情報あるいは他の情報 (7.3)	規模や役割（オペレーター、小規模または中小規模の第一次オペレーター、下流オペレーター、トレーダー）に関わらず、EU に拠点を置くすべての組織	直ちに以下の機関に通知 • 管轄当局 • 直接の顧客 • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体
根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念に関する情報あるいは他の情報 (7.3)	EU 域外に拠点を置く組織	直ちに以下の機関に通知 • 直接の顧客 • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体

当該製品が EU 市場に出荷または利用可能にされた後、もしくは輸出された後に受け取った、根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念または情報 (7.4)	規模や役割 (オペレーター、小規模または中小規模の第一次オペレーター、下流オペレーター、トレーダー) に関わらず、EU に拠点を置くすべての組織	直ちに以下の機関に通知 • 当該製品が EU 市場に出荷または利用可能にされた加盟国の管轄当局 • 当該製品の供給を受けた下流オペレーターおよびトレーダー • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体 輸出された製品の場合、オペレーターまたは下流オペレーターは、生産国である加盟国の管轄当局に通知しなければならない。
当該製品が EU 市場に出荷または利用可能にされる前、もしくは輸出される前に受け取った、根拠のある懸念または EUDR の根拠のある懸念または情報 (7.4)	非 SME 下流オペレーター及び非 SME トレーダー	直ちに以下の機関に通知： • 組織が関連製品を EU 市場に出荷または利用可能にしようとする加盟国、もしくは当該製品を輸出しようとする加盟国の管轄当局 • 認証機関 • PEFC 評議会または PEFC 認可団体 • 関連情報が EUDR に基づく懸念に該当する場合、組織はデューデリジェンスを実施し、リスクがないか、または極小であるという結論に至ったことを検証しなければならない。組織は、検証の結果、EUDR への不遵守のリスクがまったくないか、極小であるであることが証明されないかぎり関連製品を EU 市場に出荷または利用可能してはならない。

8. リスクの軽減

8.1 一般的事項

8.1.1 **組織**は、第 6 章に従って実施されたリスク評価により、**関連製品が非準拠品**であるリスクがないか、または**極少レベル**であることが明らかになった場合を除き、PEFC-COCを実施する前に、リスクをなしにするか、または**極少レベル**に抑えるに十分なリスク軽減手順および措置を実施しなければならない (EUDR 11.1)

8.1.2 手順や措置には、以下のいずれかを含むことができる：

- a) 追加の情報、データ又は文書の要求 (EUDR 11.1(a))
- b) 独立した調査または監査の実施 (EUDR 11.1(b))
- c) その他第 5 章に規定されている情報の要求事項に関する措置 (EUDR 11.1.(c))

8.1.3 こうした手順や措置には、**組織**に対する**供給者**の、特に小規模所有者の能力向上や投資を通じ、EUDR の遵守への支援を含むことができる (EUDR 11.1)

8.1.4 **組織**は、特定されたリスクを効果的に軽減し管理するために、十分かつ適切な方針、管理、および手順を準備しておかなければならない。これらの方針、管理、および手順には、以下のものが含まれなければならない；

- a) 非 SME オペレーターとして定義される**組織**におけるリスク管理の実施、報告、記録保持、内部統制、コンプライアンス管理のモデル化（マネージメントレベルでのコンプライアンス責任者の任命を含む）(4.2.2 も参照)
- b) **非 SME オペレーター**と定義される**組織**においては、8.1.2 で規定されている内部方針、統制及び手順をチェックする独立した監査機能 (EUDR 11.2)

8.1.5 **組織**は、リスク軽減の手順と措置に関する決定を文書化し、少なくとも年 1 回見直さなければならない。 (EUDR 11.3)

8.1.6 **オペレーター及び非 SME トレーダー**と定義される**組織**は、要求があれば、管轄当局に対しリスク軽減手順及び措置に関する決定を管轄当局に公開しなければならない。(EUDR 11, 3)

8.1.7 **オペレーター及び非 SME トレーダー**と定義される**組織**は、リスク軽減手順及び措置

の決定がどのように行われたかを実証できるようにしなければならない
(EUDR 11.3)

8.2 追加情報、データ及び文書の要求

8.2.1 組織は、「重大なリスク」供給品の全ての**供給者**に以下を要求しなければならない：

- a) 4.3 および 5.1.1 に記載されているすべての詳細情報、およびサプライチェーン全体と供給元の生産地に関する追加データと文書の**組織**への提供
- b) **組織**が、供給者の事業だけでなく、サプライチェーン内の一つ先の供給者の事業に対しても第2者または第3者による監査の実施を可能にすること

注：これらの手順は、例えば契約上の合意や供給者による書面による自己宣言によって確認できる

8.2.2 提出される情報により、組織の監査の計画と実施が可能とならなければならない

8.3 監査

8.3.1 組織のリスク軽減手順および措置には、組織に提供され、レビューされた文書だけでは、**関連製品が問題のある出处**および/または**非準拠製品**に由来していないということについて十分な確信を持っていない場合に、**重大リスク**を伴う供給品を納入している**供給者**に対する監査を含めなければならない。監査は、**組織自身**（第三者監査）または組織に代わって第三者によって実施することができる

8.3.2 組織は、監査を実施する要員が、**重大なリスク**の供給源のリスクに関連している EUDR、PEFC EUDR DDS、現地のビジネス、文化的、社会的慣習、適用される条約、法規制、ガバナンス、法執行に関する十分な知識と能力を持っていることを証明しなければならない。

8.3.3 組織は、監査される**供給者**の**重大リスク**を伴う供給品のサンプルを決定しなければならない。年間サンプルの数は、1 年間の**重大リスク**を伴う供給品の数の平方根 ($y=\sqrt{x}$) 以上とし、小数点以下を切り上げるものとする。以前の監査で本規格の目的を果たす上で効果的であったと証明されている場合、サンプルの数は、 $y=0.8 \sqrt{x}$ に縮小することができる。

8.4 是正措置

- 8.4.1 組織は、特定されたリスクを効果的に管理するための方針、管理、手順の一部として、重大なリスクのある供給品を納入する供給者に対し是正措置を実施するための手順を定めなければならない。
- 8.4.2 是正措置の範囲はリスクの大きさと深刻さに基づいて決定され、供給者が適切なリスク軽減措置が実施されたことを実証できるまで、**関連製品**に関する契約または注文のキャンセルまたは停止を検討しなければならない

9. デューデリジェンス（DD）ステートメント及び簡易申告書の提出と公表

9.1 DDS ステートメント及び簡易申告書の提出

9.1.1 オペレーター及び非 SME トレーダーと定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷するか輸出する前に、EU の情報システムを通じて、当該製品を出荷あるいは輸出する加盟国の管轄当局に、当該製品を対象とする DD ステートメントを提出しなければならない。（EUDR 4, 2 及び EUDR 5, 2）

9.1.2 零細オペレーターまたは小規模オペレーターと定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷する前、または EU 市場から輸出する前に、EU 情報システムを通じて一回限りの簡易申告書を提出しなければならない。この簡易申告書には、本規格の付属書 2 に記載されている EUDR 付属書 III に記載されている情報を含めなければならない。EU 情報システム以外の EU 法または加盟国法に基づいて設立されたシステムまたはデータベースに EUDR 付属書 III に記載されているすべての情報が登録されており、かつ加盟国がオペレーターごとに EU 情報システムで当該情報を提供している場合は、一回限りの簡易申告書は不要である。（EUDR 4.a）

9.1.3 零細オペレーターまたは小規模オペレーターと定義される組織は、提供した情報に重大な変更があった場合、簡易申告書に記載された情報を更新することができる。（EUDR 4.a.3）

9.1.4 マイクロオペレーターまたは小規模オペレーターと定義される組織は、一回限りの簡易申告書の提出後、EU 情報システムにおいて申告番号が割り当てられるまで、または EU 法もしくは加盟国法に基づいて設立されたシステムもしくはデータベースを通じて必要な情報が入手可能になるまで、関連製品を EU 市場に出荷したり、輸出したりしてはならない。（EUDR 4a.2 および 4a.4）

9.1.5 オペレーターとして定義される組織は、要請があった場合、PEFC 顧客または当該製品のサプライチェーンの下流に位置する他の組織に対し、PEFC EUDR デューデリジェンス（DDS）が実施され、リスクがないか、または極小であるとの結論に至ったことを証明するために必要なすべての情報を提供しなければならない。これには、DD ステートメントの参照番号、または当該組織がマイクロオペレーターもしくは小規模オペレーターとして定義される場合は、当該製品に関連付けられた申請番号が含まれる。（EUDR 4.7）

9.1.6 オペレーターとして定義される組織は、権限を有する代理人に DD ステートメントを提出するよう委任することができる。マイクロオペレーターまたは小規模事業者として定義される組織は、権限を有する代理人に一回限りの簡易申告書を提出するよう委任することができる。いずれの場合も、組織は EUDR の遵守に関する責任を負い続けなければならない。(EUDR 6.1)

9.1.7 オペレーターとして定義される組織は、各 DD ステートメントを、EU 情報システムを通じて提出した日から少なくとも 5 年間保管しなければならない。(EUDR 4.3)

9.1.8 DD ステートメントには、少なくとも本規格の付属書 1 に規定された情報を含めなければならない、簡易申告書には、少なくとも本規格の付属書 2 に規定された情報を含めなければならない。

9.2 デューデリジェンスシステム(DDS)報告書及び公表

9.2.1 **非 SME オペレーター**と定義される組織は、EUDR の義務を果たすためにとった手段を含む PEFC EUDR DDS についてインターネット等を通じて、可能な限り広く一般に公表しなければならない。(EUDR 12.3)

9.2.2 組織の DDS 報告書には、**関連製品**に関する以下の情報が含まなければならない：

- a) 本規格の要求事項 4.4.1 及び 5.1.2(a)及び(b)に記載されている情報の概要：
品のリストが含まなければならない。
なければならない。
- b) 第 6 章に従って実施されたリスク評価の結論、および第 8 章に従って実施されたリスク軽減の結果、およびリスクを評価するために入手し使用した情報および証拠の説明。
- c) 該当する場合、関連商品及び関連製品の生産地域に存在する先住民、地域社会、その他の慣習的権利保有者、又は市民団体との協議プロセスの説明。(EUDR 12.4)

9.2.3 バリューチェーンのデューデリジェンスに関する要求事項を定める EU の法令の適用範囲にも含まれる**オペレーター**として定義される組織は、その欧州連合の法令の枠組みの中の報告において、上記の要件 9.2.2 に規定されている必要な情報を含めることで、**PEFC EUDR DDS** の 報告義務を果たすことができる (EUDR 12.3)

注 1：バリューチェーンデューデリジェンスに関するその他の EU 法規の例としては、企業のサステナビリティ報告に関する規則 (EU) No 537/2014、指令 2004/109/EC、指令

2006/43/EC、指令 2013/34/EU を改正する 2022 年 12 月 14 日の欧州議会及び理事会指令 (EU) 2022/2464 がある。

注 2：EU 企業サステナビリティデューデリジェンス指令（CSDDD）や企業サステナビリティ報告指令（CSRD）など、その他の関連する EU 法規に基づく報告義務の一環として、9.2.2 項で要求される情報を既に報告している組織は、同じ情報を再度報告する必要はない。（EUDR 12.3、FAQ 5、5.14）

9.3 EU 情報システムへの登録

9.3.1 中小企業以外の下流事業者または中小企業以外の貿易業者として定義される組織は、関連製品を EU 市場に出荷または利用可能にする前に、あるいは輸出する前に、EU 情報システムに登録しなければならない。
(EUDR 5.2)

注：オペレーターおよび零細及び小規模第一次オペレーターは、それぞれ 9.1.1 および 9.1.2 に規定する目的のために EU 情報システムにアクセスする。

10. 市場への出荷停止

- 10.1 不明な出処及び/または問題のある出処由来の関連製品、または非 EUDR 準拠の関連製品は、PEFC EUDR DDS が実施される PEFC 製品グループに含まれてはいけない。
(EUDR 3 に基づく)
- 10.2 EUDR に準拠していない関連製品を、市場に出荷あるいは輸出してはならない。
(EUDR 3)
- 10.3 PEFC- COC の対象外にある**関連製品**が、違法な出処(PEFC ST 2002 の 3.7.a の**問題ある出処**の定義)に由来している、および/または**生産国の関連法令**に準拠せずに生産された(本規格の 3.39)ということ**組織**が知った場合、当該製品を市場に出荷してはならない。
- 10.4 **組織**は、組織の PEFC-COC の対象外の関連製品が、違法な出処(PEFC ST 2002 の 3.7.a の**問題のある出処**)に由来している、および/または**生産国の関連法令**に準拠せずに生産された(本規格の 3.39)という**根拠のある懸念**及び/または**EUDR 根拠のある懸念**が提起された場合、本基準の第 7 章に従ってその懸念が解消されるまで、当該製品を市場に出荷してはならない。

付属書 1 :

EUDR 付属文書 2 に基づく デューディリジェンス(DD)ステートメントの内容

EUDR 第 4 条(2)に基づく DD ステートメントに記載される情報：

1. **オペレーター**の名称、住所、**関連商品**及び**関連製品**が **EU 市場**に出荷あるいは EU 市場から輸出する場合は、規則(EU)No 952/2013 の第 9 条に従った経済事業者登録識別(EORI)番号。
2. **オペレーター**が**関連製品/関連商品**を **EU 市場**に出荷、または **EU 市場**から輸出しようとする場合は、HS コード、商品名、および該当する場合は完全な学名を含むフリーテキストおよび数量。数量は、正味質量のキログラム、及び該当する場合は、表示された HS コードに対する規則 (EEC) No 2658/87 の付属書 I に規定された補足単位で表すか、又はその他のすべての場合には、推定百分率若しくは偏差、又は該当する場合は、体積若しくは品目数を指定した正味質量で表す。補足単位は、それが **DD ステートメント**で言及された HS コード下のすべての可能な小見出しについて一貫して定義されている場合に適用される。
3. **生産国**及び**関連商品**が生産されたすべての**土地区画の地理的位置情報**。牛を含む又は牛を使用して製造された**関連製品**、及び**関連製品**を飼料として使用した**関連製品**の場合、**地理的位置情報**は、牛が飼育された全ての施設を指すものとする。**関連製品**が、異なる土地で生産された商品を含むか、またはそれを使用して製造された場合、第 9 条(1)の(d)に従い、すべての**土地区画の地理的位置情報**が含まなければならない。
4. 本文：「この **DD ステートメント**を提出することにより、**オペレーター**は、規則 (EU) 2023/1115 に基づくデューディリジェンスを実施し、**関連製品**が同規則の第 3 条(a)項または(b)項に適合しないリスクがない、または**極小リスク**であることを確認する。」
5. 以下の書式による署名：
～のために代表して署名する：
日付：
氏名と職責 署名

付属書 2（規範）：

EUDR 2025/2650 の付属書 3 に基づく、零細または小規模の第一次オペレーター向けの簡易申告書の内容

EUDR 2025/2650 第 4a 条(3)に従い、零細オペレーターまたは小規模オペレーター向けの簡易一回か s 切り申告書には以下の情報を含めなければならない。

1. 零細オペレーターまたは小規模オペレーターの名称、住所、および関連製品および関連製品が EU 市場に出入りする場合、規則(EU) No 952/2013 第 9 条に従った経済事業者登録番号（EORI 番号）。
2. 関連製品の HS コードおよび自由記述による説明（商品名を含む）、ならびに市場に出荷される、または輸出される予定の関連製品の年間推定数量（正味質量で表し、推定値の割合または偏差、あるいは該当する場合は数量または個数を明記）。EU 市場に出入りする関連製品については、推定数量は正味質量キログラムで表し、該当する場合は、指定された HS コードに対応する規則(EEC) No 2658/87 付属書 I に規定された補助単位で表す。その他の場合は、正味質量で表し、推定値の割合または偏差、あるいは該当する場合は数量または個数を明記する。補足単位は、DD ステートメントで言及されている統一システムコードに基づくすべての可能な細分類項目に対して一貫して定義されている場合に適用される。
3. 生産国および当該零細・小規模一次事業者が関連商品を生産する全ての土地の地理的位置情報、または全ての土地の郵便住所。関連製品が異なる土地で生産されている場合は、第 9 条第 1 項(d)に従い、全ての土地の郵便住所または地理的位置情報を記載しなければならない。

本文：「本宣言により、零細・小規模一次事業者は、EU 市場に出荷または輸出する関連製品について、規則(EU) 2023/1115 に従って適切な注意義務を尽くし、当該関連製品が同規則第 3 条(a)または(b)に適合しないリスクが全くないか、または極小である場合にのみ、EU 市場に出荷または輸出することを確認する。」